

任期付職員(特許審査官補)の服務・給与等について

任期付職員（特許審査官補）に採用されると、原則、一般の職員と同様に国家公務員法が適用され、給与等についても一般職の職員と同様の法律が適用されます。

1 服 務

職務に専念する義務、政治的行為の制限及び私企業からの隔離など国家公務員法第96条から第106条及び国家公務員倫理法の規定が適用されます（日本弁理士政治連盟に入会している方は、脱会していただくことになります。）。

◆ 国家公務員法 ◆

第96条（服務の根本基準）、第97条（服務の宣誓）、第98条（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）、第99条（信用失墜行為の禁止）、第100条（秘密を守る義務）、第101条（職務に専念する義務）、第102条（政治的行為の制限）、第103条（私企業からの隔離）、第104条（他の事業又は事務の関与制限）、第105条（職員の職務の範囲）、第106条（勤務条件）

2 給 与 等

（1）給与

「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づき、職務経験等を勘案して決定されます。（別紙参照。）

（2）手当等

- ・ 扶養手当 ……扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円など
- ・ 地域手当 ……俸給月額、俸給の調整額及び扶養手当の合計額の20%
- ・ 本府省業務調整手当 ……本府省の業務に従事する者に支給
- ・ 住居手当 ……借家に住んでいる者等に、月額最高28,000円
- ・ 通勤手当 ……交通機関を利用している者等に、1箇月当たり最高55,000円（6箇月単位で一括支給）
- ・ 期末手当、勤勉手当 ……1年間に俸給などの約4.3月分
- ・ その他、超過勤務手当など
- ・ 退職手当 ……国家公務員退職手当法に基づき支給

3 休 暇 等

年次休暇（年20日（初年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し。）、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介

護休暇などがあります。

4 共済組合

共済組合は、組合員及びその家族の相互救済を目的とした社会保障制度です。

病気・負傷・出産などに対する「短期給付事業」、退職・障害または死亡に対する「長期給付事業」及び組合員の健康管理・福利厚生・診療所の運営、または貯金・貸付等を行う「福祉事業」の三つの主な事業を行っています。

特許庁の職員として採用されると、自動的に経済産業省共済組合の組合員となります。

任期付職員の給与について

採用時の給与については、職務経験等を勘案して決定されます。

例えば、大学卒業後、弁理士事務所や企業において、技術職として10年間在職し、特許に関する事務に従事していた場合、この期間の10年間の経験年数（※）が初任給決定時に考慮され、本俸が決定されます。

なお、以下の給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後の給与法等の改正によっては変更になる可能性があります。また、実際の給与等は、職務経験や勤務成績等により決まりますので、モデルケースと同額になるとは限りませんのでご注意ください。

- （※） 経験年数は、勤務内容、勤務条件により、実際の勤務年数より短くなる場合があります。研究開発業務または知的財産業務等に従事していれば、勤務年数に80/100～100/100を乗じた年数が経験年数になります。（※提出いただく学歴、職歴、業績等を証明する資料に基づき決定します。）また、大学卒業後の職務に従事していない期間についても、一定の率を乗じた年数を経験年数とします。

状況に応じて、各種諸手当が支給されます。

参考例 1-1

※ 新規採用者の一例。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、給与法等の改正によって変更になる可能性があります。

設定条件	
経験年数	10年
扶養親族	配偶者及び子2名（15歳未満）
家賃	100,000円
交通費（定期代）	1箇月当たり20,000円

■ 給与支給額

a	俸給月額	270,500円
b	俸給の調整額	8,500円
c	扶養手当	26,500円
d	地域手当	61,100円
e	住居手当	28,000円
f	通勤手当	20,000円（1箇月当たり）
g	本府省業務調整手当	8,800円
h	超過勤務手当	（実績に応じて支給）
i	計	423,400円

■ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

<6月期> ※4月1日付採用の場合、1年目は在職期間が約2月となるため、支給割合が下がり、次の額に期末30/100、勤勉30/100を乗じた額となります。

期末手当	439,920円	$(a+b+c+d) \times 1.2$ 月
勤勉手当	308,016円	$(a+b + ((a+b) \times 20\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	747,936円	

<12月期>

期末手当	439,920円	$(a+b+c+d) \times 1.2$ 月
勤勉手当	308,016円	$(a+b + ((a+b) \times 20\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	747,936円	

（注）勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます（標準0.92月）。

■ 共済組合掛金等（健康保険・厚生年金保険・介護保険に相当）

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金等は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

参考例 1-2

※ 参考例 1-1 と同じ条件の者が 3 年目に審査官になった場合の一例。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、給与法等の改正によって変更になる可能性があります。

設定条件	
経験年数	10年
扶養親族	配偶者及び子2名（15歳未満）
家賃	100,000円
交通費（定期代）	1箇月当たり20,000円

給与支給額

a	俸給月額	299,800円
b	俸給の調整額	19,200円
c	扶養手当	26,500円
d	地域手当	69,100円
e	住居手当	28,000円
f	通勤手当	20,000円（1箇月当たり）
g	本府省業務調整手当	17,500円
h	超過勤務手当	（実績に応じて支給）
i	計	480,100円

期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

< 6 月期 >

期末手当	520,488円	$(a+b+c+d+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 1.2\text{月}$
勤勉手当	369,784円	$(a+b+((a+b) \times 20\%)+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 0.92\text{月}$ （注）
計	890,272円	

< 12 月期 >

期末手当	520,488円	$(a+b+c+d+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 1.2\text{月}$
勤勉手当	369,784円	$(a+b+((a+b) \times 20\%)+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 0.92\text{月}$ （注）
計	890,272円	

（注）勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます（標準0.92月）。

■ 共済組合掛金等（健康保険・厚生年金保険・介護保険に相当。）

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金等は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

■ 退職手当

任期満了時（５年後）には、国家公務員退職手当法に基づき、退職手当として、退職時の本俸及び俸給の調整額を合計した額の4.185月分を基本額とし、在職中の職務の級に応じた調整額を加算して支給されます。

参考例 2-1

※ 新規採用者の一例。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、給与法等の改正によって変更になる可能性があります。

設定条件	
経験年数	20年
扶養親族	配偶者及び子2名（15歳未満）
家賃	100,000円
交通費（定期代）	1箇月当たり20,000円

■ 給与支給額

a	俸給月額	290,000円
b	俸給の調整額	8,500円
c	扶養手当	26,500円
d	地域手当	65,000円
e	住居手当	28,000円
f	通勤手当	20,000円（1箇月当たり）
g	本府省業務調整手当	8,800円
h	超過勤務手当	（実績に応じて支給）
i	計	446,800円

■ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

<6月期> ※4月1日付採用の場合、1年目は在職期間が約2月となるため、支給割合が下がり、次の額に期末30/100、勤勉30/100を乗じた額となります。

期末手当	468,000円	$(a+b+c+d) \times 1.2$ 月
勤勉手当	329,544円	$(a+b + ((a+b) \times 20\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	797,544円	

<12月期>

期末手当	468,000円	$(a+b+c+d) \times 1.2$ 月
勤勉手当	329,544円	$(a+b + ((a+b) \times 20\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	797,544円	

（注）勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます（標準0.92月）。

■ 共済組合掛金等（健康保険・厚生年金保険・介護保険に相当）

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金等は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

参考例 2-2

※ 参考例2-1と同じ条件の者が3年目に審査官になった場合の一例。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、給与法等の改正によって変更になる可能性があります。

設定条件	
経験年数	20年
扶養親族	配偶者及び子2名（15歳未満）
家賃	100,000円
交通費（定期代）	1箇月当たり20,000円

給与支給額

a	俸給月額	308,900円	
b	俸給の調整額	19,200円	
c	扶養手当	26,500円	
d	地域手当	70,920円	
e	住居手当	28,000円	
f	通勤手当	20,000円	（1箇月当たり）
g	本府省業務調整手当	17,500円	
h	超過勤務手当	（実績に応じて支給）	
i	計	491,020円	

期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

<6月期>

期末手当	534,247円	$(a+b+c+d+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 1.2$ 月
勤勉手当	380,333円	$(a+b+((a+b) \times 20\%)+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	914,580円	

<12月期>

期末手当	534,247円	$(a+b+c+d+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 1.2$ 月
勤勉手当	380,333円	$(a+b+((a+b) \times 20\%)+((a+b+((a+b) \times 20\%)) \times 5\%)) \times 0.92$ 月（注）
計	914,580円	

（注）勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます（標準0.92月）。

■ 共済組合掛金等（健康保険・厚生年金保険・介護保険に相当）

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金等は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

■ 退職手当

任期満了時（５年後）には、国家公務員退職手当法に基づき、退職手当として、退職時の本俸及び俸給の調整額を合計した額の4.185月分を基本額とし、在職中の職務の級に応じた調整額を加算して支給されます。